



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
7月28日
第431号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 公 告
 - 消防設備士講習実施公告(防災危機管理局)..... 1
 - 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)..... 2
 - 一般競争入札の公告(びわこポートレース局)..... 3
 - 落札者決定の公告(特別支援教育課)..... 5
 - 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員就任公告(大津・南部)..... 5
 - 土木事務所公告
 - 道路の指定公告(甲賀)..... 5
 - 議 会 告 示
 - ※滋賀県議会議員の請負の状況の公表に関する規程..... 6

公 告

消防設備士講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和5年7月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 講習の種類

講習区分	消防設備士の種類
消火設備	甲種(第1類から第3類まで)、乙種(第1類から第3類まで)
警報設備	甲種(第4類)、乙種(第4類および第7類)
避難設備・消火器	甲種(第5類)、乙種(第5類および第6類)

2 講習の日時および場所

講習区分	日	時	場 所	
			会場名	所在地
消火設備	令和5年8月22日(火)	9時30分から12時まで	野洲文化小劇場	野洲市小篠原2142
		12時45分から16時45分まで		
警報設備 (いずれか 1日を選択)	令和5年8月23日(水)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		
	令和5年8月24日(木)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		
避難設備 ・消火器	令和5年8月25日(金)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		

※ 各日とも講習終了後、30分程度の効果測定考査を行う。

3 受講対象者 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者

4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙7,000円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。

- 5 受講申請書の受付期間 令和5年8月1日(火)から同月8日(火)までとする(必着)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号
滋賀県厚生会館2階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂79番の1 ほか
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 代表取締役 矢野博文ほか13者
 - (2) 変更後 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 代表取締役 矢野靖二ほか13者
- 3 変更年月日 平成30年8月1日ほか
- 4 変更の理由 テナントの変更があったため
- 5 届出年月日 令和5年7月13日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 令和5年7月28日から令和5年11月28日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年11月28日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂79番の1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 久井大樹 有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号 取締役 大川二郎
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 906台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 401台
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 775台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 53台
- 4 変更年月日 令和6年3月14日
- 5 変更の理由 アについては従業員用隔地駐車場を返還し施設内で確保するため、イについてはお客様の利便性向上のため
- 6 届出年月日 令和5年7月13日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和5年7月28日から令和5年11月28日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和5年11月28日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

一般競争入札の公告

A I 予想補助ツール導入・保守運用業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和5年7月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 契約業務名および数量 A I 予想補助ツール導入・保守運用業務 一式

(2) 契約業務の内容等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 履行場所 びわこモーターボート競走場 大津市茶が崎1番1号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類: 役務 中分類: 情報処理

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 過去5年間においてA I を活用したシステム・ツールの開発実績が1つ以上あること。

(6) 情報セキュリティ保護方針を制定していること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札説明書において示す入札参加資格確認申請書

イ 過去5年間においてA I を活用したシステム・ツールの開発実績が1つ以上あることを証する書類

ウ 情報セキュリティ保護方針

(2) 提出期限 令和5年8月21日(月)17時

(3) 提出場所 滋賀県総務部びわこボートレース局(びわこモーターボート競走場内) 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所ならびに問合せ先 滋賀県総務部びわこボートレース局(びわこモーターボート競走場内) 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122 電子メールアドレス b100@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和5年7月28日(金)から令和5年8月28日(月)までの9時から17時まで(最終日は12時まで)

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付は行わない。なお、電子メールによる交付も希望に応じて行う。電子メールによる交付を希望する場合は、メール表題を「A I 予想

補助ツール導入・保守運用業務に係る資料の交付請求」とし、メール本文に法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびに交付先の電子メールアドレスを記載した電子メールを(1)に示す問合せ先に送付の上、電話で連絡すること。

- (4) 入札説明会の日時および場所 令和5年8月8日(火)14時 びわこモーターボート競走場内5階小会議室(大津市茶が崎1番1号)
- (5) 入札書および提案書の受領期限 令和5年8月28日(月)12時
- (6) 入札書および提案書の提出方法 持参または郵送(簡易書留に限る。)による。郵送による場合、入札書に記載する入札日は、公告日から(5)に示す入札書および提案書の受領期限までの日付を記入すること。
- (7) 開札の日時および場所 令和5年8月28日(月)15時 びわこモーターボート競走場内5階小会議室
- (8) 対面評価 令和5年9月13日(水)に対面による評価検討会を設定する。実施日程について連絡を行うので、該当する入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
- (9) 落札者の決定 令和5年9月20日(水)(予定)。(8)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札参加者は、入札書とともに本業務に係る提案書を提出しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったもののうち、AI予想補助ツール導入・保守運用業務委託に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点(以下「技術点」という。)に入札価格による評価点(以下「価格点」という。)を加算した評価点(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の構成は、次のとおりとする。

総合評価点(200点満点) = 価格点(70点満点) + 技術点(130点満点)

10 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

11 その他必要事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書および提案書の提出前または提出と同時に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。
- (3) 一度提出した入札書および提案書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : Implementation and maintenance of Boat Race Biwako AI prediction support tool
- (2) Deadline for tender : 12 : 00 (JST), August 28, 2023
- (3) For further information, contact : Boat Race Biwako Bureau, Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, located at 1 - 1 Chagasaki, Otsu city, Shiga 520 - 0023, Japan TEL +81 - 77 - 522 - 1122

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年7月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 貸借物品名および数量 滋賀県立特別支援学校スクールバス 2台
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4641
- 3 落札者を決定した日 令和5年6月26日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 いすゞリーシングサービス株式会社 営業本部 本部長 松井浩志 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
- 5 落札金額 62,916,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年5月30日(火)

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、馬場山寺土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年7月28日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	奥 村 昭 政	草津市山寺町399番地
"	奥 村 次 一	同 市馬場町735番地
"	奥 村 豊 茂	同 所334番地
"	奥 村 芳 正	同 市山寺町477番地
"	小 林 茂 治	同 所87番地
"	林 中 良 彦	同 市馬場町935番地
"	山 中 三 治	同 所530番地
"	山 口 晃	同 市山寺町794番地
"	山 本 章	栗東市荒張1107番地 1
監 事	中 井 守	草津市馬場町529番地
"	山 本 忠	同 所671番地

土 木 事 務 所 公 告

道路の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として、次のとおり指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和5年7月28日

滋賀県甲賀土木事務所長 福田 義弘

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
蒲生郡竜王町大字綾戸654番3の一部、655番3、1011番の一部、1012番の一部、1013番の一部、1014番の一部、1015番の一部、1016番の一部、1033番の一部、1034番の一部、1045番の一部、1046番の一部、1047番の一部、1048番の一部、1049番の一部、1054番の一部、1062番の一部、1066番の一部、1067番の一部、1087番の一部、1088番の一部、1089番の一部、1090番の一部、1091番の一部、1091番1の一部、1092番の一部、1093番の一部、1101番の一部	634.0m	最小幅員5.7m 最大幅員33.5m	令和5.7.18

議 会 告 示

滋賀県議会告示第3号

滋賀県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和5年7月28日

滋賀県議会議長 奥村 芳正

滋賀県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県議会議員(以下「議員」という。)が滋賀県に対し請負(地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了または議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了または議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における滋賀県に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成および公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存および閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告および訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告および訂正の閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この規程は、令和5年7月28日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

